

御殿場市公設浄化槽整備事業に関する

特定事業の選定



平成 30 年 4 月 27 日

御殿場市

御殿場市公設浄化槽整備事業に関する特定事業の選定

御殿場市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、御殿場市公設浄化槽整備事業に関する実施方針を平成30年4月2日に公表した。

これより、PFI法第7条の規定に基づき、本事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的な評価の結果を次のとおり公表する。

平成30年4月27日

御殿場市長 若林 洋平



御殿場市公設浄化槽整備事業 特定事業の選定

－目 次－

1. 事業概要 P 1

(1) 事業名

(2) 事業の実施箇所

(3) 事業の内容

(4) 事業期間等

(5) 事業方式

(6) 浄化槽等の技術基準

2. 評価内容 P 2

(1) コスト試算による定量的評価

(2) PFI事業として実施することによる定性的評価 P.3

(3) 総合評価 P 4

1. 事業概要

本事業は、PFI法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「PFI事業者」という。）が、市と事業契約を締結して実施する事業（以下「PFI事業」という。）であり、その概要は次のとおりである。

（1）事業名

御殿場市公設浄化槽整備事業

（2）事業の実施箇所

御殿場市公設浄化槽整備事業の特定地域及び拡大予定区域

（3）事業の内容

- ① PFI方式で特定地域内の一般住宅（併用住宅を含む。）を対象とした概ね400基の浄化槽設置業務および維持管理業務
- ② 直営方式で既に市が管理している浄化槽のうち、使用者から維持管理を希望された浄化槽の維持管理業務
- ③ 特定地域内で個人が設置した浄化槽のうち、市へ寄附された浄化槽の維持管理業務

（4）事業期間等

- ① 事業期間は、事業開始日を平成31年4月1日とし、平成41年3月31日までとする。
- ② 事業期間終了後の維持管理業務は、本事業とは別の事業として実施する。

（5）事業方式

本事業は、特定地域内においてPFI事業者が浄化槽を設置し、完成後に当該浄化槽を市が買い取り、PFI事業者が事業期間中における維持管理業務を遂行する方式（BTO方式）により実施する。

（6）浄化槽等の技術基準

本事業で設置する浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定による技術基準及び同上第2項の規定による構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率90%以上かつ放流水質20mg/L以下を満足する性能以上を有するとともに、原則として、環境配慮型浄化槽とする。また、関連管渠及び維持管理に関する技術基準は、国、県及び市の技術基準を満足するものとする。

2. 評価内容

本事業を特定事業として選定するにあたっては、直営で行う場合とPFI事業として行う場合とで、定量的・定性的評価による比較により、客観的な評価を行ったところである。

(1) コスト試算による定量評価

本事業を、従来どおり直営で行う場合とPFI事業として行う場合のそれぞれで想定されるコストを算出し、次のとおり市の財政負担額の比較を行った。

①算出にあたっての前提条件

市の財政負担の比較を行うために設定した主要な前提条件は次のとおり。

項目	直営の場合	PFI事業の場合
事業期間	10年間	
設置工事費	実績に基づき、本体費に工事費及び諸経費を積み上げた額 (市で試算した額)	同左において、PFI化の効果 を考慮した額
維持管理費	実績に基づき、維持管理業務委託費を積み上げた額 (市で試算した額)	同左において、PFI化の効果 を考慮した額
増嵩経費	実績に基づき、浄化槽本体工事費のうち市の標準的な工事費上限を超えた額を積み上げた額 (市で試算した額)	同左において、PFI化の効果 を考慮した額
工事分担金及び使用料	市で定める額	同左
現在価値割引率	3%	同左
職員配置	3人以上(兼務含む)	2人(兼務含む)
コスト試算期間	10年間	同左

※これらの前提条件については、便宜上、市が独自に設定したものであり、本事業に応募する者の提案内容を制約するものではない。

②算出方法及び評価の結果

前述の前提条件をもとに、事業期間10年間における財政負担額を比較した結果は次のとおり。

項目	金額
直営の場合	405百万円
PFI事業の場合	329百万円
差し引き額（財政負担削減額）	76百万円

この結果、本事業をPFI事業として行う場合、約76百万円の削減が見込まれ、事業費縮減割合は18.9%と算出される。

③PFI事業者に移転されるリスク試算の検討

コスト試算においては、本事業により発生し得るリスクを定量化し、財政負担に加味することが望ましいが、本事業は国の交付金事業であり、単年度ごとに所有権をPFI事業者から市に移転するBTO方式を採用することから、リスク移転相当分は算入しないこととする。

(2) PFI事業として実施することによる定性的評価

PFI事業者の資金力やノウハウを活用し、併せて経営能力や技術的能力等の活用によって得られる定性的評価としては、次のような効果が見込まれる。

①住民サービスの向上

- ・民間事業者が申請手続きから測量・設計・工事まで一括して対応するため、設置申請から設置完了までの期間を短縮することができる。また突発的な故障等で早期に設置を希望する場合にも、関連業者間の連携や緊急時の対応といった民間事業者の機動性や柔軟性を活かし住民サービスの向上が期待される。
- ・宅内排水設備工事同時施工による工事費の低減や工期の短縮が図れる。
- ・宅内排水設備工事まで含めた総合的な独自のサービスの展開により、申請者の利点が増え設置件数の増加が期待される。

②行政コストの削減

- ・今後も直営方式で本事業を実施する場合は、設置・維持管理に伴う事務作業が単純に増加し、順次職員数を増員することが必要となる。しかしPFI方式により、市が行う事務作業は軽減され、職員増員を最小限とできる。但し浄化槽の完了検査には、今後も担当の事務職員の他に技術職員の応援が必要

となる。

- ・ P F I 方式では、工事計画同意後に市に設置申請があるため、直営方式では一定数存在する工事計画書作成後の申請取下げに要した業務（協議、測量・設計、積算等）を削減できる。

③水質保全効果

- ・ 民間による積極的な営業活動の展開により、浄化槽の整備が促進されることになり、公共用水域の水質保全や快適な生活環境の確保においても早期に実現する効果が期待される。

④地域経済の活性化

- ・ 浄化槽の設置に伴い、便所の水洗化と改装や家屋の水廻り等の改造工事等も合わせて増加することとなる。このような事業量の増大により浄化槽施工業者だけでなく、関連する企業全体における需要が拡大することが期待される。

（3）総合評価

本事業は、P F I 事業により実施することにより、市が直営で行う場合と比較して、事業期間となる10年間で約76百万円（事業費縮減割合18.9%）の財政負担の軽減による定量的効果が見込まれる。

また、数値化できない効果についても、整備促進に向けた事業の効率化、P F I 事業者が事業を実施することで生じる市民サービスの向上、公共用水域の水質保全等の定性的効果が見込まれる。

以上のことから、本事業をP F I 事業として実施することは、市が直営で行う場合と比較して優位性があるものと結論付けられ、P F I 事業として実施することが適当であることが認められるため、P F I 法第7条の規定に基づく特定事業として選定する。